

愛知県弁護士会 子どもの権利委員会 がお届けする出張授業



いじめ予防出張授業 弁護士だからこそ伝えられるいじめのお話

★ 授業の目的：弁護士と共にいじめについて考え、いじめを予防する。

私たち弁護士は、日常の業務としていじめの相談を受けます。いじめの被害を解消するために、学校、児童・生徒、保護者等と交渉したり、時には裁判をしたりすることもあります。相談は、いじめられた側、いじめた側の双方からありますが、大半は、いじめがひどくなってしまってからのものです。そこで、実際の事例に触れている私たち弁護士が、取り返しがつかなくなる前に、いじめについて児童・生徒のみなさんと一緒に考え、いじめを減らしたいと思い、出張授業を始めました。

★ 授業の内容

いじめは、重大な人権侵害行為です。特に学校生活が日常の大きな割合を占める児童・生徒たちにとっては、深刻な結果を生じさせてしまうことがあります。

それにもかかわらず、いじめにおいては、いじめた側にいじめたという自覚がないことや、周りの児童・生徒たちも自分には関係がないという意識であることが、よくあります。

そこで、過去に実際に起きたいじめの事案を通じて、いじめが重大な人権侵害行為であることを児童・生徒のみなさんに知ってもらい、いじめられた側だけでなく、いじめた側、周りの児童・生徒たちにも残る心の傷について考えます。その上で、いじめを予防するために、自分に何ができるのかを考えていきます。

★ 授業の形態

- (1) 講 師：1クラス当たり1名の弁護士を講師として派遣します。
- (2) 対 象：小6～中2（原則として、1校につき1学年です。）
- (3) 授 業 時 間：充実した授業になるように原則2コマ（1コマ45分・50分×2）です。
- (4) 構成の一例：
 - ・人権の話
 - ・具体的な事例（実際にあったいじめの話）
 - ・心の中のコップの話
 - ・いじめの四層構造



★ お申込み方法・お問合せ先

- ・別添の申込書をFAXする方法で、お申し込みください。西三河支部管内以外の学校（本会に対するお申込み）では、下記のGoogle フォームからもお申し込みいただけます。
- ・お申込み・お問合せ先は、学校の所在地に応じて、下表のとおりとなっています。

学校の所在地	お申込み・お問合せ先	
① 西三河支部管内以外	愛知県弁護士会 子どもの権利委員会 本会	TEL : 052-203-4410 FAX : 052-204-1690 お申込み用Google フォーム https://forms.gle/MaiBsMbdaF1a93HMA
②西三河支部管内 (岡崎市、額田郡(幸田町)、安城市、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市、豊田市、みよし市)	愛知県弁護士会 子どもの権利委員会 西三河支部	TEL : 0564-54-9449 FAX : 0564-54-9600



※①②とも、お電話の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

・随時お申込みが可能です。

ただし、あまり直前ですと、講師の都合がつかずに実施できないことがありますので、原則として3か月ほどの余裕を持ってお申し込みください。実施まで3か月を切ると、講師の都合がつかず授業の実施ができないことがありますので、ご了承ください。

例年、1学期から順に枠が埋まっていきますので、実施時期を外してお申し込みいただくと、実施可となりやすいです。

第1希望の日と第2希望の日は異なる日にしてください。

朝早い時間帯のお申込みですと、講師の都合がつきにくく、実施できない傾向がありますので、早くても3限目以降（名古屋市内の学校は2限目以降）のお申込みにしていただきますようお願ひいたします。

授業の実施は、原則として、平日とさせていただきます。

- ・2026年2月以降、お申込みの翌月末までをめどに、実施の可否と（実施する場合は）実施日時をご連絡いたします。

※お申込み状況によっては、ご連絡が遅れる場合もございます。

- ・予定実施数を超えるお申込みがあった場合には、お断りさせていただくことがあります。また、実施するために、実施日時を調整させていただくことがあります。
- ・限られた予算の中で実施しておりますので、学校において予算を取っていただき、講師料を負担していただけると助かります。
- ・東三河支部管内（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村））の学校については、（本会から弁護士を派遣する都合上、）交通費の負担もお願ひいたします。
- ・中学校で実施する場合、生徒が小学校で同内容の授業を受けている場合がございますので、あらかじめご確認ください。

★ よくあるご質問（一部紹介、ホームページにはその他の質問も掲載しています。）

Q：対象学年以外（例：小5や中3）で授業をしてもらうことはできないのですか？

A：私たちとしては、対象学年（小6～中2）でいじめ予防の授業をするのが最も効果的だと考えており、また、対象学年向けの授業内容になっていますので、対象学年でお申し込みください。対象学年以外での実施を希望する特別の事情がある場合は、ご相談ください。

Q：（講堂や体育館などで）全クラス一斉の授業をしてもらうことはできますか？

A：児童・生徒とのやり取りを通じて、いじめについて講師と一緒に考えていくスタイルの授業ですので、全クラス一斉の授業は想定していません。

Q：保護者の授業参観は可能ですか？

A：児童・生徒の自由な発言を促すために、原則としてお控えください。

Q：費用を負担しないと、授業を実施してもらえないのですか？

A：費用を負担していただけないからといって、直ちにお断りするわけではありませんが、実施の可否を判断する際に、費用負担の有無を考慮に入れさせていただくことがあります。

上記以外の方法での授業（例：教員や保護者向けの授業）を希望される場合は、ご相談ください。いじめ予防出張授業ではなく、講師派遣という形での実施を検討させていただきます（検討の結果、ご希望に添えない場合もありますことは、ご了承ください。）。

★ ホームページ（いじめ予防出張授業のページ）

詳しくは、愛知県弁護士会のホームページのいじめ予防出張授業のページをご覧ください。

URL：<https://www.aiben.jp/about/katsudou/kodomo/ijimeyoboujyugyou.html>

